

インターネットバンキングを利用した不正送金被害への補償対応について

当金庫では、お客様が万一、インターネットバンキングを利用した不正送金被害に遭われた場合には、以下の補償基準に基づき補償の対応を行います。

1. 補償限度額

| ご利用サービス | 補償対象者 | 補償限度額 |
|---------|----------------------------|---------------------------|
| 個人 I B | 個人のお客様 ※個人事業主のお客様を除きます。 | 原則として被害額全額を補償いたします。 |
| 法人 I B | 法人・個人事業主のお客様 | 1,000 万円を上限として被害を補償いたします。 |

※補償は 1 契約あたり 1 回限りとさせていただきます。

※下記要件の有無により「補償対象外」または「補償減額」となる場合がありますのでご留意いただきますようお願い申し上げます。

2. 「補償対象外」となりうる場合

- (1) I B 被害発生を認めた後、速やかに被害者から被害が発生した旨の通知がされなかった場合
- (2) 遅滞なく、被害発生に至った事情その他の当該被害に関する状況について十分な説明が行われなかった場合
- (3) 被害者が捜査機関（警察等）に対して被害事実等の事情説明を行わなかった場合
- (4) I B 被害が不正取引に係る通知日の 30 日前の日以前に発生していた場合
- (5) 不正な預金等の払出しが被害者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合、従業員など会社関係者（法人役員の親族等も含む）によって行われた場合
- (6) 被害者が当金庫に対して行う被害状況の説明において重要な事項について虚偽の説明を行った場合
- (7) パスワードの盗難が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してなされた場合
- (8) 他人にパスワードを知らせた場合
- (9) パソコン本体にパスワード等を記載したメモを貼付したり、容易に認知できる状態で電子ファイルに保存していた場合
- (10) 他人に、カード、乱数表またはトークンを渡した場合
- (11) カード、乱数表にパスワードを書き記していた場合
- (12) 他人に強要され不正使用された場合
- (13) その他、お客様に「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合

3. 「補償減額」となりうる場合

- (1) 金融機関から生年月日等の推測されやすいパスワードから別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーをパスワードにしていた場合で、かつ、パスワードを推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）を盗取された場合
- (2) IDおよびパスワードを容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、カードとともに携行・保管していた場合
- (3) 金融機関からIBの利用環境・接続環境に関して改善するよう具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、IBの利用環境・接続環境に改善がみられなかった場合
- (4) ログインした状況で操作端末から離れていた結果、被害が発生したと見られる場合
- (5) OS、ブラウザやウイルス対策ソフトのアップデートを頻繁に行っていない場合
- (6) 当金庫が推奨する環境、セキュリティ対策（電子証明書やウイルス対策ソフト「Rapport（レポート）」など）を実施していない場合
- (7) その他、お客様に上記と同程度の注意義務違反があると認められる場合

【お問合せ先】

しずおか焼津信用金庫 事務部 フリーダイヤル（0120-100-257 平日 9時～17時）